

# はじめに

## 石垣島赤土等流出防止農地対策マスタープラン策定計画

沖縄県の赤土等流出は、重機を用いて畑を開墾した昭和30年頃から目立ってきたと言われ、本土復帰（昭和47年）以降の営農活動や開発事業等により顕著化した。

このような状況に対し、「沖縄県赤土等流出防止条例」の制定（H7.10施行）をはじめ様々な対策が講じられてきた結果、開発行為からの流出が大幅に減少するなどの改善は見られるものの、以前として赤土等の流出は続いている。

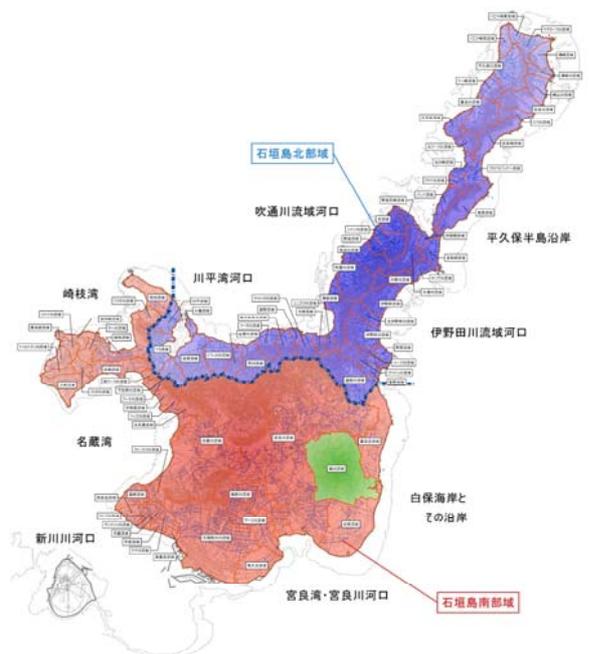
特に、農地からの流出については、流出全体量の約70%を超えるとの試算（「平成13年度沖縄県における赤土等流出源実態調査報告書」（沖縄県）より）があるなど、その効率的な対策の推進が課題となっている。

このような状況を踏まえ、農地からの赤土等流出の抜本的な対策を検討するため、平成14年度から平成16年度にかけ、流域環境保全農業確立体制整備モデル事業（以下「モデル事業」という。）を環境省からの委託業務として沖縄県が実施した。（参照：参考資料1）

モデル事業の取り組みの一つとして、石垣市の轟川流域をモデル流域として選定し、地域が一体となった具体的な対策及び推進等について検討を行った結果、より効率的で実効性の高い総合的な流出防止対策計画である「轟川流域農地対策マスタープラン」が策定された。

沖縄県では、「轟川流域農地対策マスタープラン」を参考に、全県的な農地対策マスタープラン策定を推進しており、農地からの赤土等流出が顕著な石垣島においても策定を行うこととなった。

石垣島においては、他の地域に比べ、対象農地が広範囲に及ぶことから、平成17年度に現地での補足追加調査や基礎資料の収集整理等を行い、平成18年度に石垣島南部域、平成19年度に石垣島北部域を対象とした赤土等流出防止農地対策マスタープランを策定した。さらに、平成19年度には、南部・北部域のマスタープランを踏まえ、石垣島全域を対象としたマスタープランを策定した。



図序-1 マスタープラン策定分割図

表序-1 石垣島赤土等流出防止農地対策マスタープラン策定計画

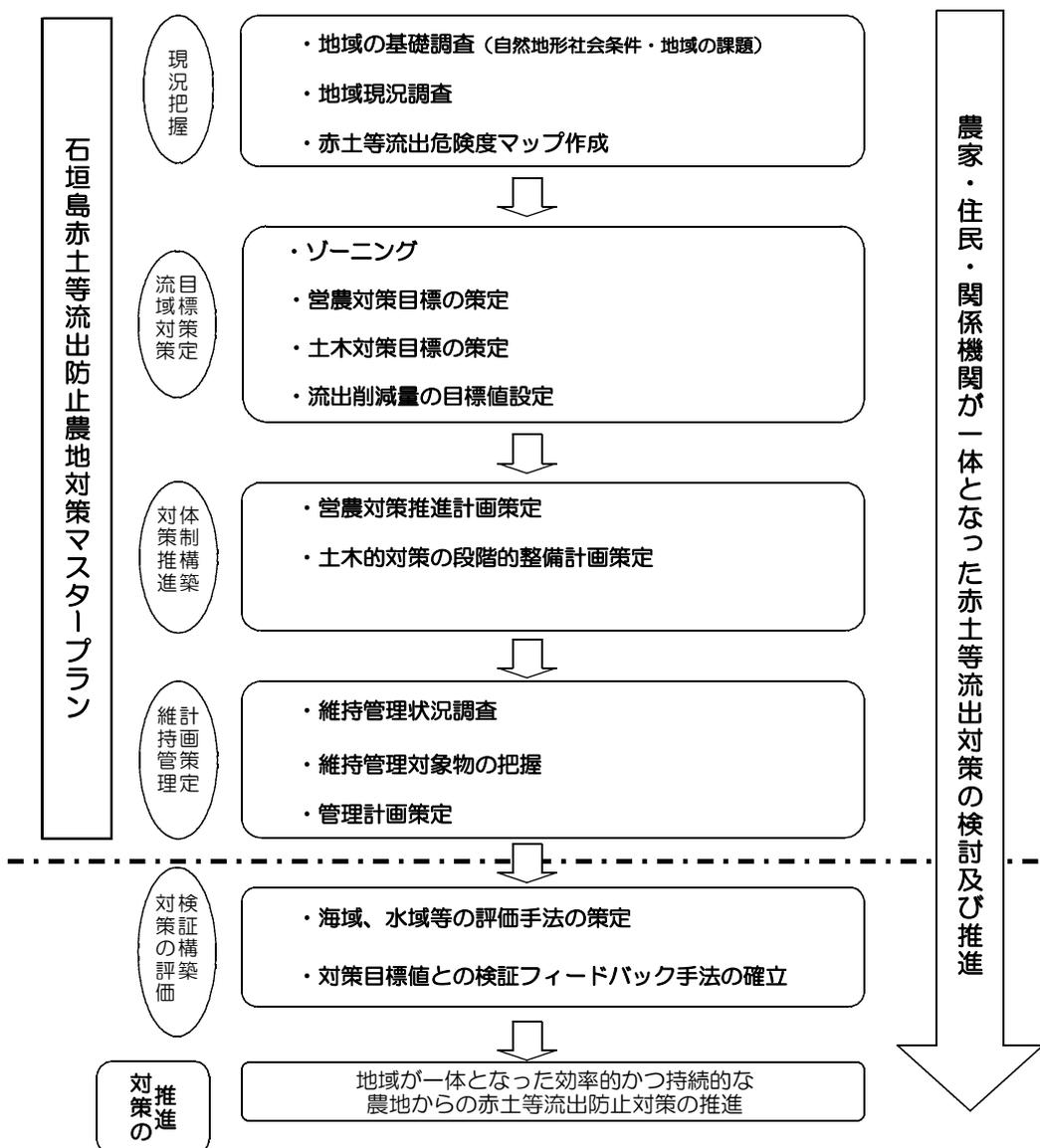
年 度	計 画
平成17年度	石垣島全域の基礎データ整理・ゾーニング等
平成18年度	石垣島南部域（轟川流域を除く）のマスタープラン策定
平成19年度	石垣島北部域及び石垣島全域のマスタープラン策定

# 第1章. 石垣島赤土等流出防止農地対策 マスタープランの構成



石垣島を対象に地域関係者が一体となった、より実効性の高い総合的な対策を実行していくための計画として「石垣島赤土等流出防止農地対策マスタープラン」（以下「マスタープラン」という）を策定した。

本マスタープランでは、地域の現況を一筆毎に調査して作成された赤土等流出危険度マップをもとに策定された「ゾーニング」の結果から、石垣市轟川流域（モデル流域）農地対策マスタープラン等を参考にして「営農対策目標」、「土木対策目標」を設定し、地域が一体となった継続的な行動を可能とする対策目標値を設定した。また、併せて、地域が一体となった継続的な行動のため、営農対策推進計画、維持管理計画の検討を行った。

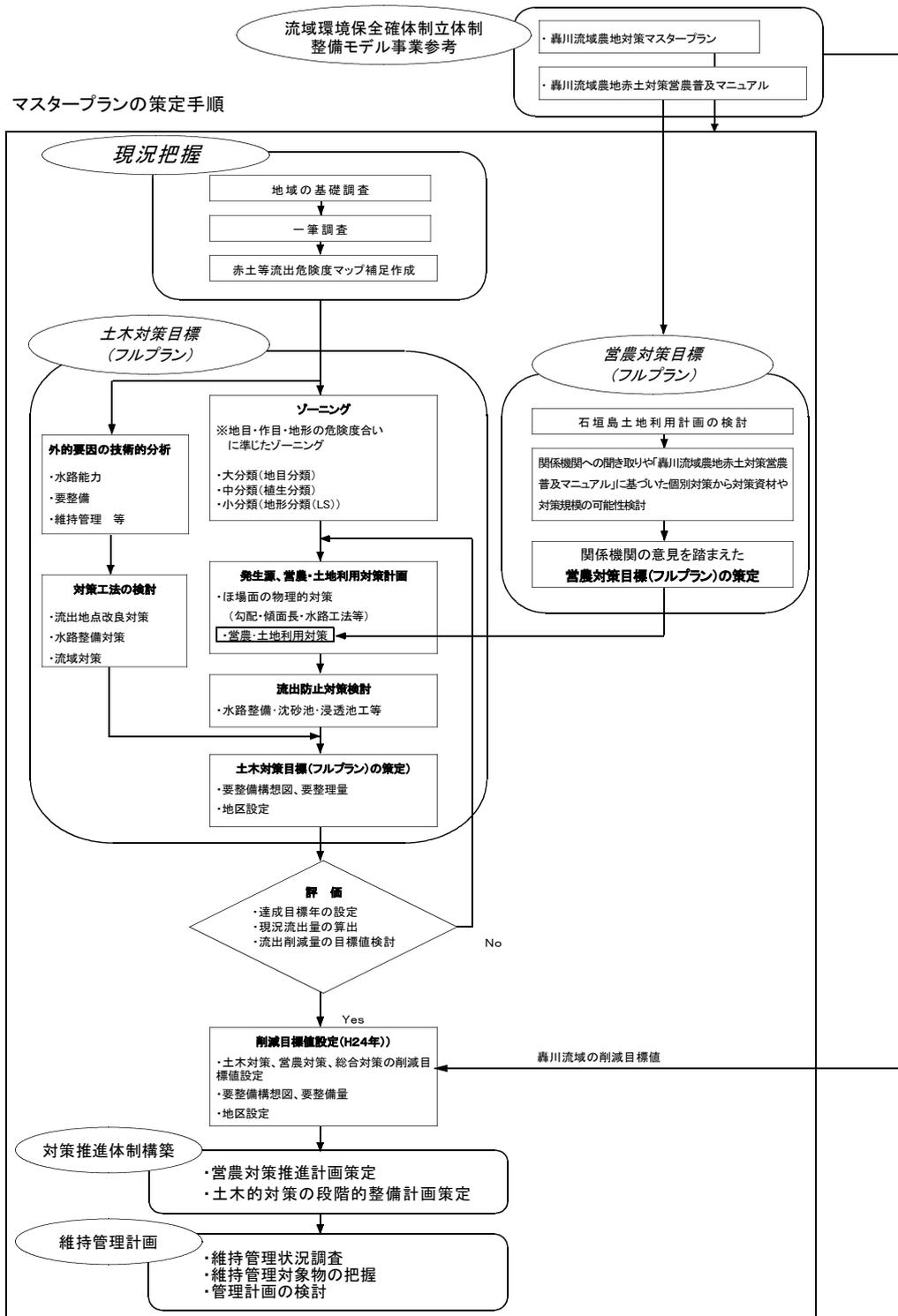


図序-2 マスタープラン構成

# 第2章. マスタープランの策定手順

策定手順

マスタープランの策定に当たっては、次の手順により行うこととする。



図序-3 マスタープラン策定フロー

# 第3章. マスタープランの概要

## 石垣島赤土等流出防止農地対策マスタープラン概要

